

令和 2 年 度

自己点検・評価報告書

湘南鎌倉医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	
基準 1. 使命・目的等	4
基準 2. 学生	8
基準 3. 教育課程	18
基準 4. 教員・職員	24
基準 5. 経営・管理と財務	30
基準 6. 内部質保証	36
IV. 大学独自基準に基づく自己評価	
基準 7. 社会連携・貢献	39

I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

湘南鎌倉医療大学の建学の精神は、「生命だけは平等だ」という理念のもと、いつでもどこでも誰でもが最善の医療・ケアを受けられる社会の構築を目指し、日々研鑽する医療人を育成するということである。

本学は、建学の精神に則り、幅広い教養と哲学的思考を基盤とする豊かな人間性・高い倫理性を持ち、医療技術の進歩・発展、ヒューマンケアへの意識の変化、地域社会のケアニーズの多様化等に対応できる高度な知識・技術を身につけた医療専門職の育成を目指すこととしている。

2. 使命・目的

本学は、大学の基本理念を基に設立され、看護学部の人材養成及び教育研究上の目的については学則第 6 条において「大学の目的を踏まえ、看護に携わる人に必要な人間性の涵養を図り、科学的理論に裏付けされた専門的知識・技術を修得させるとともに、多職種連携の意識を醸成し、地域で暮らす人々へのケア開発等の理解を深め、あらゆる健康レベルの人々の生活向上への支援方法を実践できる看護専門職を育成する」としている。

3. 個性・特色等

本学は、「幅広い職業人養成の機能」を基盤とし、「社会貢献機能（地域貢献）」を併せ持つ大学として位置づけ、これらを重点的に担う教育を特色としている。

① 幅広い職業人養成の機能

すべての人の生命は平等に扱われるべきものであるという考え方を基盤に、看護学部の教育目的において、幅広い能力を有する看護専門職を育成することとしており、さらに、グローバルな視点で海外の人々の文化理解を深め、学問的探求心を高め、看護への応用も視野に入れ、継続的に自己研鑽する自律性を持つ高度な看護専門職を育成することとしている。

このように、看護に携わる人に必要な専門的知識・技術を修得させるのみならず、人としての成長をサポートし、看護実践を幅広く学ばせ、実践に必要な多様な内容を修得させ、さらに多職種連携に必要な他の医療職に関する幅広い知識を修得させることにより、幅広い職業人の育成を図ることとしている。

② 社会貢献機能（地域貢献）

看護学部では、神奈川県及び鎌倉市などの行政機関や教育機関とも連携し、地域住民及び地域の医療、福祉関係者等を対象としたさまざまな教育の機会を提供することを重要な機能としたいと考えている。

地域住民に向けては、健康の保持・増進、感染対策などについての公開講座を企画し、

地域の看護職者等向けには、看護研究セミナーの開催や職場復帰の機会を提供するなど、看護学部教員や有する設備等の教育研究に関する力を地域に還元することとしている。

③ 教育課程の編成の考え方

カリキュラムは、「基礎教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」「保健師課程」の4つの科目群で教育課程を編成、学年進行とともに学生の学びを順次積み上げ、看護学の知識・技術の基礎から応用までを体系的に学修するとともにグローバル社会に対応できる学士力をそなえた看護専門職を養成する教育内容とする。

II 沿革と現況

1. 本学の沿革

我が国の医療を取り巻く環境は、医療技術の進歩、医療・ケアの場の多様化・方法の変化、地域の健康ニーズの変化等が表出し、変化のスピードは速くなり、少子・高齢化はさらに進展している。そして、後期高齢者の増加により、在宅による医療・ケアの需要が促進される中で、在宅医療・ケアにかかわる多職種と連携・協働し、患者へのケアを有効にする看護職の役割は大きい。急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題であり、今後も必要とされる質の高い看護師及び保健師を新たに養成するために、湘南鎌倉医療大学を開学することとした。

令和元(2019)年9月 湘南鎌倉医療大学設置認可

令和2(2020)年4月 湘南鎌倉医療大学開学

2. 大学の現況

・大学名

湘南鎌倉医療大学

・所在地

神奈川県鎌倉市山崎 1195 番地 3

・学部構成 (令和2年5月1日現在)

看護学部 看護学科 入学定員 100人 収容定員 400人

・学生数 (令和2年5月1日現在)

(単位：人)

	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	合 計
看護学科	107	—	—	—	107

・教員数 (令和2年5月1日現在) (単位：人)

学科	専任教員数						非常勤 講師
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
看護学科	10	10	1	1	5	27	41

・職員数 (令和2年5月1日現在) (単位：人)

職 員	20
-----	----

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1—1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1—1 の自己判定

基準項目 1—1 を満たしている。

(2) 1—1 の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の建学の精神として、「生命だけは平等だ」という理念のもと、いつでもどこでも誰でもが最善の医療・ケアを受けられる社会の構築を目指し、日々研鑽する医療人を育成することを、本学の使命・目的としている。

教育目的については、大学の目的として湘南鎌倉医療大学学則（以下「学則」という。）第 1 条に「湘南鎌倉医療大学は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に則り、幅広い教養と哲学的思考を基盤とする豊かな人間性・高い倫理性を持ち、医療技術の進歩・発展、ヒューマンケアへの意識の変化、地域社会のケアニーズの多様化等に対応できる高度な知識・技術を身につけた医療専門職の育成を目的とする。」ことを定め、大学の目的を踏まえ、看護学部の人材養成等教育研究上の目的を学則第 6 条に明文化している。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の建学の精神、教育目的、看護学部の教育研究上の目的については、その意味及び内容について具体的かつ簡潔に文章化されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

湘南鎌倉医療大学の個性・特色については、本学の建学の精神として、「生命だけは平等だ」という理念のもと、いつでもどこでも誰でもが最善の医療・ケアを受けられる社会の構築を目指し、日々研鑽する医療人を育成することを、ホームページ、学生便覧等において明記している。

また、看護学部の教育研究上の目的では、大学の目的を踏まえ、看護に携わる人に必要な人間性の涵養を図り、科学的理論に裏付けされた専門的知識・技術を修得させるとともに、

多職種連携の意識を醸成し、地域で暮らす人々へのケア開発等の理解を深め、あらゆる健康レベルの人々の生活向上への支援方法を実践できる看護専門職を育成する、としており、本学の理念に基づいたものが個性であり、特色であることを明示している。

1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的は、開学時から変更のないものであるが、社会情勢や教育界の動向等に対応して、必要に応じて見直しを検討すべきである。しかしながら、本学は開学直後であり、まだ大きな見直しを必要な時期・段階に至っていない。

(3) 1—1 の改善・向上方策（将来計画）

現時点において改善の必要はないと考えるが、社会情勢に対応した見直しについては常に意識すべきものと認識している。中期計画及び単年度事業計画の進捗管理・検証を行う中で、本学の建学の精神や目的を踏まえ、情報化や少子高齢化などの社会の変化に対応できるよう、継続的に教育目的に関する検証と見直しを行うものである。

1—2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1—2 の自己判定

基準項目 1—2 を満たしている。

(2) 1—2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

法人の目的は寄附行為第3条に、大学の目的は学則第1条に、看護学部の研究上の目的は、学則第6条に明記されている。また、寄附行為の変更については、理事会で承認されることが必要であり、また、学則の変更については大学運営会議で審議され、更に理事会で審議されたうえで承認されることが必要である。このように法人及び大学の目的等は、それぞれの明記する規定の審議・承認の手続きの過程において、役員及び教職員の理解と支持を得ている。開学後には、新任教員を対象にして大学の使命・目的及び教育方針等の理解を深めるよう努めており、支持されているものである。

1-2-② 学内外への周知

本学のホームページには、建学の精神及び教育研究上の目的等を明記し、広く学内外に公表している。また、本学の学生便覧には、建学の精神、教育目的、教育目標を明記し、さらにオープンキャンパスなど大学の行事における挨拶等において、本学の教育目的、目標等について触れ、内外の関係者の理解を深めるようにしている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

建学の精神、教育目的に基づき計画的・戦略的視点に立って、中期的計画の一環として大学院修士課程、博士課程の設置に向けて検討を重ねている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学が掲げる3つのポリシーであるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、大学の目的及び教育研究上の目的を反映し、策定されている。

ディプロマ・ポリシーでは、豊かな人間性、幅広い教養、倫理観等を身につけ、多職種連携における看護の役割を果たし、科学的根拠に基づいた判断力・思考力をもって看護実践でできることなどを掲げ、卒業要件として修学年限とともに128単位以上の修得を規定している。

また、カリキュラム・ポリシーについては、哲学的思考を基盤に豊かな人間性、教養を培い、高い倫理性を育て、看護学の知識・技術の基礎から応用までを体系的に学修するとともにグローバル社会に対応できる学士力をそなえた看護専門職を養成するための教育内容を提示し、アドミッション・ポリシーでは、豊かな感性を持ち、十分なコミュニケーション能力を有し、他者の考えを理解し、柔軟な思考力・発想力と好奇心を持って学ぶ意欲を有している人などを掲げ、本学の教育目的の理解を深めるよう作成している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は看護学部看護学科の1学部1学科で構成されている。入学定員は100人で、看護師と保健師の養成を行っている。

看護学部では、「基礎教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」「保健師課程」の4つの科目群で教育課程を編成し、看護学の知識・技術の基礎から応用までを体系的に学修する教育内容を展開している。そのために必要な教員の配置及び教育研究設備を整備して、看護学部として最適な教育環境の中で講義、演習、実習等の実施と教育研究活動を展開している。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的については、今後も継続して役員、教職員の理解と支持を得ることができるよう努める。特に新規採用の教職員に対しては、新任研修等を通じて理解と定着を図る。

(基準1の自己評価)

本学の目的及び教育研究上の目的は、学則に定め、本学はこれらに基づいて運営されている。

また、これらはホームページ、学生便覧等を通じて学内外に周知している。

さらに、本学の目的及び教育研究上の目的は、3つのポリシーに反映され、それぞれのポリシーに基づいて入学者の受入れ、教育課程編成及び運営を行っている。

基準2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

看護学部は、看護に携わる人に必要な人間性の涵養を図り、科学的理論に裏付けされた専門知識・技術を修得させるとともに、多職種連携の意識を醸成させ、地域で暮らす人々へのケア開発の理解を深め、あらゆる健康レベルの人々との生活向上への支援方法を実践できる看護専門職を育成することを目的としている。

これを踏まえて、アドミッション・ポリシーを策定し、大学のホームページや入学試験要項を通して広く公表・周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿って、本学が求める入学者の受入れを行うため、すべての入学試験に個人面接を課し、看護への関心度や学ぶ意欲、看護職の資格を活かした社会貢献への意欲、個々の感性やコミュニケーション能力などの評価を行うとともに、高等学校からの調査書（学内外課外活動、出席状況など）や推薦書（推薦入試のみ）等の記載内容を評価項目とした。

「Ⅰ 人々の生命・健康・看護・生活に関心を持ち、そのことを深く学びたい意欲」

「Ⅲ 看護職の資格を取得し、広く社会で貢献したいとの意欲を有している人」

「Ⅳ 豊かな感性を持ち、十分なコミュニケーション能力を有し、他者の考えを理解し、柔軟な思考力・発想力と好奇心を持って、看護学の奥深さや楽しさを学ぶ意欲を有している人」

また、看護学を学修するために必要な基礎学力について、推薦入試では、英語、国語、数学、化学、生物から出題される「基礎学力試験」と課題文等から自分の意見をまとめる「小論文試験」を課すことにより、受験生個々の基礎学力を測った。同様に一般入試Ⅰ期においては、本学が求める基礎学力である「基礎的な英語力を身につけること」「日本語を正しく使うことができること」を測るため、「英語」と「国語」を必須科目とした。また、入学後に求められる学力を測るために「数学」「化学」「生物」から1科目を選択科目と

した。なお、一般入試Ⅱ期においては、「英語」「国語」の2科目受験としているが、理数系科目の学力等については調査書及び面接試験において確認を行っている。

「Ⅱ 大学で看護学を学ぶために必要な基礎学力を有している人」

検証については、入学1年目と2年目を比較して、今後検証したいと考えている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員100人に対し107人の入学者であり、適切な学生受け入れ人数である。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

今後の評価結果を踏まえ、共通テストへの参加の可否等を含め改善・向上方策を検討する。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- ・本学の学修支援体制は、学則、学生細則、教授会規程、教務委員会細則、学生生活委員会細則等に則り、教務部及び管理部を中心とした事務部門の職員と、教員組織とが協働できる仕組みとなっている。開学初年度ということで、規程、細則、申合せ、フロー等の見直しと修正、あるいは新たに作成しながら運用した。教員及び教育施設設備等についてはAC審査を受けながら体制づくりをした。
- ・開学初年度の令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策のための緊急事態宣言が2回にわたり発令され、入学式及び開講の延期、実習の延期、体験学習の中止などにみまわれた。
- ・教職員の協力により、授業の進度、質の低下を極力招かないよう、学生のWEB環境に配慮しつつ、WEBを活用した遠隔授業による教授－学修活動を支援した。教職員は、首都圏の感染状況が比較的安定していた期間は対面授業を行い、学生の不安軽減とコミュニケーションに努めていた。
- ・入学前教育の結果を基礎ゼミナール担当の教員が、入学時(今年度は新型コロナウイルス感染症対応の関係で入学後3ヶ月時)の学力テストの結果をアドバイザー教員が教務部から受け取り、学生と個別に面談しフィードバックし学生と課題及び以後の対策について共有した。

- ・アドバイザー教員は前後期の2回以上、学生と面談し、入学後の成績や学修上の不安について相談に乗り助言を行った。

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

- ・本学には、まだ大学院が設置されていないため、大学院生を活用した TA (Teaching Assistant) による学部生の講義・演習・実習等への教育補助は実施していない。大学院生に代わる者の活用も行っていない。
- ・開学初年度に当たる本年度は学部1学年の在籍者数であったため、教員によるきめ細かい指導が行き届いていた。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・教員及び職員間の協働により、見直したり新たに作成したりした学修支援に関する申合せやフロー等の定着化を図る。
- ・学生に対し、本学の理念、目的にかなう教育を行うために必要な改善・向上の方策を教員と職員等が協働して検討できるよう FD・SD の機会を活用する。
- ・現在、大学院設置計画があり、予定通り設置された場合には、TA (Teaching Assistant) による学部生の講義・演習・実習等への教育補助を計画する。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

- ・教育課程内の整備としては、本年度は「基礎教養科目」において、「哲学概論」「法律と人権」「キャリア発達論」「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」が、「専門科目」において、「看護学原論」「基礎看護学実習Ⅰ」が開講された。学生は、これらの科目の学修を通じて、社会人・職業人としての教養、規範、マナー・接遇、キャリアに対する知識・意識を学び、看護学の原理と実地での教育を受け、専門職業人としての自立の第一歩を踏み出した。
- ・教育課程外の整備としては、各科目担当教員のオフィスアワーをシラバスに明記し、授業時間外で学生が教員と対面で質問等に利用できるようにした。
- ・アドバイザー教員は、面談時に学生の学修面、生活面での自立性の把握に努め、必要な支援・指導を行った。

- ・4年後の看護師・保健師国家試験を見据えて、教務委員会のワーキングメンバーが4学年間の対策の体系化、対策講座の開始、教材の自作及び既成教材の選定等を行うとともに、学生委員を組織化し、学生委員は学生自ら対策をとっていくことができるよう教職員との協同のもと、スローガンの策定と掲示などに取り組んだ。
- ・本年度後期に開始された臨床指導者講習会を受講した看護師らが「基礎ゼミナールⅡ」のワールドカフェ方式で実施した授業回の一部に参加し、1年生が現役の看護師から発表に対する感想や意見をもらう等の交流をもつことができた。
- ・学生生活調査では、21.9%の学生が就職先、進学先に不安を感じていた。

(3) 2—3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・国家試験対策は、教務委員会から独立させ、ワーキングで立案した計画を国家試験対策委員会としてさらに進め、運用する(令和3(2021)年度から施行決定済み)。
- ・教務委員会は学生生活委員会及び関連部署の職員と協働し、就職・進学支援に関する具体的な検討を開始する。

2—4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2—4 の自己判定

基準項目 2—4 を満たしている。

(2) 2—4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、全学的に学生を支援する体制として学生生活委員会、事務局の管理部学生支援担当が担当している。また、教員が学生からの各種相談などに応じるため、学生7～8人に対して専任教員2人のアドバイザーを配置し、学生生活支援を行っている。また、全教員がオフィスアワーを設け、学生の質問や相談に対応している。

課外活動については、本年度、コロナ禍の影響で大学祭、サークル活動、ボランティア活動等への支援が出来ず来年度への課題とした。

学生の経済的な支援としての奨学金は、当初より予定していた学内奨学金制度の「奨学生制度」「離島・沖縄出身奨学生制度」や「特待制度」の他に、学外の日本学生支援機構をはじめ、新型コロナ感染伝播に伴う文部科学省の緊急支援「学びの継続」・修学支援新制度及び徳洲会グループの「徳洲会国際奨学財団奨学金」などを学生へ周知、応募手続き、資格条件の確認等、学生生活委員会の審議を経て学長に推薦を行った。学生の約半数がなんらかの奨学金を利用している。

(3) 2—4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活に関し教職員による対応については成果が上がっているが、コロナ禍での経済的支援として今後も各種奨学金公募情報を学生に周知し、資格・条件等を確認したうえで経済的支援を要する学生が速やかに受給できるよう迅速に審査を行うなど遅滞なく支援を行っていく。また、学生の意見等の聴取や分析を積極的に行い今後の学生生活全般の支援に繋げていく。

2—5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効利用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2—5 の自己判定

基準項目 2—5 を満たしている。

(2) 2—5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

・校地については、大学設置基準を本学に当てはめると本学の収容定員は 400 人であるので、基準面積は、4,000 m²となる。本学の校地は校舎等敷地が 5,819 m²、屋外運動場敷地が 680 m²、計 6,499 m²で、大学設置基準を満たしている。

・校舎については、大学設置基準において、収容定員 400 人の本学の基準面積は 4,958 m²となる。本学の校舎面積は、6,753 m²で、大学設置基準を満たしている。

本学の校舎は、一棟の校舎内に講義室、実習室、演習室、情報処理室兼語学学習室、教員研究室、会議室、事務室、図書館、保健室等を集約し、機能性に配慮した地上 4 階建ての校舎であり、校舎面積に算入されない 708.97 m²の体育館は校舎の 2 階と連結した構造となっている。

このように、学生にとって、一棟内で学修活動と各種支援サービスを受けることができる環境を整えている。

・図書館については、本学の図書館規程第 2 条に「図書館の目的」が次のように掲げられている。「図書館は、教育、研究及び学修に必要な図書館資料を収集管理し、並びに湘南鎌倉医療大学（以下「本学」という。）学生及び教職員その他の利用に供するとともに

情報サービスを提供することを目的とする。」。

この規程の下に「図書委員会細則」と「図書館使用細則」が規定され、本学図書館はこれらの規則に則って令和2(2020)年4月1日に開館した。開館時間は授業開講期間においては午前8時30分から午後9時、春季・夏季・冬季休業期間は午前9時から午後4時30分とした。貸出図書数は一般図書が3冊以内14日間、雑誌は2冊以内7日である。貸出サービスを受けられる利用者は本学の教職員、学生、名誉教授、客員教員、非常勤講師、学校法人徳洲会の役員、評議員、職員となっている。

図書館業務は教務部が所管し、司書1人及び事務職員1人が常勤雇用され、のちに臨時職員2人が加わった。臨時職員は主に午後5時以降のカウンター業務等に当たっている。

- ・学生生活アンケート調査において、「支援設備（講義室・実習室・情報処理室）の満足度」についてでは、講義室以外の施設で、ほぼ満足という回答があった。
- ・感染予防のため、登下校時に体温を測定するため、顔認証体温測定器を設置するとともに、アルコール消毒液、除菌アルコールタオルを必要箇所に設置した。
- ・「満足度」については、「食堂」に関して広さ、メニューの改善、「更衣室」の椅子などの備品の追加などについて改善の要望があった。
- ・食堂に意見箱を置き、要望のあったおにぎり、麺類をメニューに追加するとともに、食品付自販機を設置した。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効利用

1. 実習施設

開学初年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、1年生の基礎看護学実習Ⅰを9月から翌年3月に延期し、学内実習と臨地実習を組み合わせ実施した。実習施設は予定通り湘南鎌倉総合病院（22名×1日間×2グループ）、湘南藤沢徳洲会病院（20名×1日間×2グループ）、大和徳洲会病院（11名×1日間×2グループ）の3病院で実習した。

2. 図書館利用状況

令和2(2020)年4月1日の開学後、令和3(2021)年3月中旬までの図書館のべ入場者数は、学生3,197人、教員306人であった。新型コロナウイルス感染症で令和2(2020)年2月27日に全国の小中高校に臨時休校が要請され、同年4月7日から5月25日まで緊急事態宣言が首都圏に発出され、さらに令和3(2021)年1月8日から同年3月21日まで2回目の緊急事態宣言が出されたことが、入場者の動向に大きく影響した。本学は令和2(2020)年6月15日に入学式を行い、この日以降すべての学生がキャンパスに入った。前期試験期間の7月から8月をピークに大学の授業・試験の日程に相関する利用状況が見て取れる。

図書の貸出実績は、学生253冊、教員200冊、職員60冊と少なかった。これもコロナ

ウイルス感染症の影響が強かったためと思われる。オンラインで文献を入手した頻度は調査ができていない。この手段による文献入手頻度を正確に知ることは不可能だがインターネットを介した文献の入手は今後、図書貸出を上回ることは自明のことであり、利用状況を知る指標として重要であり、教職員・学生の学術的方略として概数を把握することは意義のあることと思われる。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は1階出入口から建物に入ると、2基のエレベータで1階から4階までの全フロアに移動可能で、各階フロア内は段差がなくスムーズに移動できる。

なお、この2基のエレベータのうち1基は開口部と奥行きを広く確保し、余裕をもってストレッチャーを出し入れすることが可能である。

図書館への入退場に際しては、大きく開口する両開きの扉と段差のない床によるバリアフリーの設計となっている。また、学部の完成年度までに購入を予定している図書については、車いす利用者でもなるべく手が届くよう最上・下段の棚を空けて配架する予定で、有人サポートについても、8時30分から21時までシフト勤務により図書館員がいつでも対応できるように配慮する。視聴覚障害者への配慮については現時点で対策されていないが、仮に入学予定者に視聴覚の障害を持つ学生がいる場合は、必要な施設・設備の改修を速やかに検討すべく、学内の入試委員会による出願書類のチェック、及び受験生へのヒアリングも徹底している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

少人数による演習が学修効果を上げることが期待される語学や情報処理に関する5科目の必修授業（「英語Ⅰ：基礎英語」「英語Ⅱ：オーラル英語」「英語Ⅲ：医療英語」「情報リテラシー入門」「情報リテラシー応用」）では、1クラスの履修者数が30人未満となるようすべてを4クラスに分割して運用している。そのほか初年度に行われる基礎教養科目のうち、前述5科目を除いた21科目中の11科目（「哲学概論」「コミュニケーション入門」「国語表現法」「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」「統計学」「鎌倉の文化と歴史」「芸術と文化」「体験学習」「運動とリクリエーションA」「運動とリクリエーションB」）については、アクティブラーニングによる知識の定着や、グループ学修による交流・コミュニケーションの促進等を企図し、2以上の分割クラスによる授業を実施している。

(3) 2—5の改善・向上方策（将来計画）

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等については、開学1年目で、現時点において建物躯体の改修や各設備新增設等の目立った計画はないものの、令和4（2022）年4月の開設を目指している大学院看護学研究科（博士前期・後期課程）の申請に際し、院生自習室の新設や、院生PCをはじめとする諸設備の導入、電子書籍や論文データベース利用に際し快適性

を向上させるためのネットワーク環境の整備等、コンパクトで利便性の高い現キャンパスのキープコンセプトの上に必要な改修・整備は適切に行っていく。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・開学後すぐに授業評価アンケートの評価項目や尺度を検討し、前期科目、後期科目ともに授業終了後に学生による授業評価アンケートを Web 版で実施した。前期は 75%、後期は若干下がったものの 65%の回収率があり、偏ることなく意見を収集できた。
- ・ほとんどの科目の学修に学生は満足していたが、オムニバスによる科目の遠隔授業では、教員側の動画収録状態の違いが出ており、教員により声の大きさや話すスピードの差による聞き取りにくさがあったと指摘されていた。
- ・テスト前の学修と出題内容への不安、課題学修の重なりなどはストレスに感じていた。
- ・学生生活アンケート調査を行い、回収率は 69%であった。学生生活の悩みや不安として、授業についていけないと感じている学生が 60.3%いた。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・学生生活委員会内に学生の安全と健康に関する係を置き、7 月まで「保健室運用マニュアル（暫定版）」の策定、これに基づいた運用を行った。以後保健室のサポートを行った。
- ・B 型肝炎予防接種 3 回と健康診断の実施。それに伴う結果の返却と再検査・受診勧奨、抗体価陰性の学生への生ワクチン接種案内等を行い、年度末の基礎看護学実習 I 開始前にはすべての学生が必要なワクチン接種を済ませた。
- ・体調不良学生への対応、健康相談、学外への受診誘導を行った。
- ・夏季休業中の過ごし方についての対面保健教育やアレルギーについての講演会を開催した。
- ・保健室は「利用していない」、「あまり利用していない」学生がほとんどであるが、保健室の満足度は高かった。

- ・学生相談室は、当初、火・木に開室したが、授業があり、利用しづらいとの意見が寄せられたことから、月・水へ変更した。
- ・学生の相談室利用延べ数は、年度内に 44 人あり、健康状態、人間関係など相談内容に対応した。
- ・学生生活アンケートによると、満足度は高いが「利用していない」、「あまり利用していない」学生がほとんどであった。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・学生の希望を受けて、体育館使用要項を策定し令和 2 (2020)年 10 月に施行し、利用が可能となった。
- ・クラブ・サークルについては、大学開学後 1 年未満であり規程等が未整備であったこと、かつコロナ禍の状況であったことが原因と考えられるが、ほとんど学生が「不満」「利用していない」と回答していた。
- ・クラブ・サークル規約及びボランティアガイドラインを委員会審議、教授会審議を経て、大学運営会議で合意を得て令和 3 (2021)年度学生便覧に掲載した。

(3)2—6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生生活アンケート結果をいずれかの方法で学生に開示していくこと、改善の要望がある点について、改善が困難な点についての問題抽出と対応策の検討を行い、検討結果の実行計画の立案を行い、その結果を学生他に開示していくことが課題である。
- ・学生ニーズに対応するための管理部、教務部や教務委員会との連携強化が次年度の検討課題である。
- ・クラブ・サークル活動、他大学の学生との交流、ボランティア活動支援については、学生生活アンケート調査の結果を踏まえ、新型コロナ感染予防の状況を鑑みて、学生のニーズに安全に応えられるように、支援を行うことが課題となる。
- ・湘南鎌倉医療大学学生会規約案については、委員会審議、教授会審議を経て、大学運営会議で合意を得て、年度末に学生に開示、説明を行ったが、設立及び設立後の運営支援は次年度の課題である。

(基準 2 の自己評価)

- ・開学初年度で教員と職員等の関係づくり、学修支援体制の現状と課題の明確化、学修支援体制の整備に関し、人的資源、経済的資源等の限られる中、関連する各部、各委員会は協働して取組に尽力した。
- ・学生に対する社会的・職業的自立に関する支援体制は、教育課程内外を通じて計画的に構築され、実施されていた。しかし、就職・進学支援につながる支援体制は未だ検討不十分のため、次年度以降に具体化していく必要がある。

- ・図書館に関しては、蔵書の配架、貸出し、文献・図書の部分コピー、文献検索、機関リポジトリ、学術誌の編集・発行、学生教育、他大学図書館との連携協力、地域貢献の9つの役割のうち十分果たせたものは蔵書の配架、貸出し、文献・図書の部分コピーの3つ、文献検索は同時アクセスが少なく達成率は50%、機関リポジトリ、学術誌の編集・発行、学生教育、他大学図書館との連携協力、地域貢献に至っては計画のみで実現できなかった。その理由は予算措置がない、新型コロナのための諸手続き遅延、緊急事態宣言による活動自粛などの要因である。

次年度からは学術誌の発行も加わるので充実した図書委員会体制が必要である。他方、喫緊の課題としては新型コロナウイルスによる緊急事態下でも図書館として機能するための「オンライン図書館」化である。すなわち学外から蔵書・文献が検索できて、必要ならそれを自分でプリントアウトをする。図書本体の貸出しが必要な場合も人が介在することなく返却まで完結するといったシステムの検討を進めたい。

- ・学生の意見としては、不慣れな遠隔授業、1学年のみで上級生からの学修サポートがない等による影響か、学修上の悩みや不安を抱えている学生の割合が多かった。

基準3 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

- ・本学のディプロマ・ポリシーは、学部設置申請に際し策定され、開学後は、入学時ガイダンス、ホームページ、大学案内、学生便覧を通じ、周知されている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等の策定と周知

- ・単位認定基準については、学則、履修・単位・進級等に係る細則、既修得単位の認定に関する細則に定められ、履修に関するガイダンス、ホームページ、学生便覧を通じ、周知されている。履修登録をしていない科目については単位が与えられない。単位修得の認定は科目責任者が行うことになっており、当該科目に定められた授業回数の3分の1以上欠席した場合には原則として単位認定はされない。科目責任者は成績の評価基準を定め、シラバスに明示している。成績評価は秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格としている。また、GPAの算出を行っている。既修得単位は60単位を上限として「基礎教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」「保健師課程科目」について、定められた3項目の基準を満たした場合に認定している。
- ・進級基準については、履修・単位・進級等に係る細則に定められ、履修に関するガイダンス、ホームページ、学生便覧を通じ、周知されている。進級判定は年度末に行うこととしており、原則として当該学年の必修科目の単位をすべて修得した者が次年次に進級できる。さらに2年次から3年次への進級については2年次終了時までに卒業要件となる選択科目7単位を修得しなければならない。
- ・卒業認定基準については、学則で定める卒業認定単位128単位を取得した者に「学士（看護学）」の学位を授与することになっており、履修に関するガイダンス、ホームページ、学生便覧を通じ、周知されている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等の厳正な適用

- ・本年度、1年生の履修科目であった13基礎教養科目、7専門基礎科目、6専門科目の計36科目(必修科目35単位を含む)について単位認定基準に従い成績評価を行った。
- ・進級基準に則り、1年生2人の留年が確定した。
- ・卒業認定を行う学年が存在しないため適用がなかった。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・学生の履修計画と単位修得までの学修状況をきめ細かく把握し、学生の学修上の不安軽減により、留年生を作らないよう、指導のフローを策定し運用する。また、より分かりやすい履修ガイダンスにも努めていく。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシーは学部設置申請に際し策定され、開学後は、入学時ガイダンス、ホームページ、大学案内、学生便覧を通じ、周知されている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では卒業時まで学生が身につけるべき資質や能力について、ディプロマ・ポリシーにおいて、次のように策定している。

I 人間として必要な他を思いやる豊かな人間性、幅広い教養、倫理観、生活能力、マナーを身につけている

II チーム医療に関心が高く、実践現場において関わる人々との十分なコミュニケーションが取れ、多職種連携において看護の専門的役割が果たせる

III 修得した最新の看護学の知識・技術をもとに科学的根拠に基づいた判断力・思考力をもって看護実践ができる

IV 地域特性を理解し、地域における看護活動発展への意思を持ち地域看護活動の基礎能

力を身につけている

V グローバル化の進展を視野に入れつつ看護専門職者として生涯にわたって人間の尊厳を擁護する看護を実践し、看護ケアの質向上について探求・研鑽していく基礎能力を身につけている

これらのディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラム・ポリシーを策定し、本学の教育課程を編成している。

I 初年次教育を重視し、アカデミック・スキルズを身につけ看護専門職として学び続ける自己研鑽の態度を養う科目を配置する。

II 「基礎教養科目」は哲学的思考を基盤に豊かな人間性、教養を培い、高い倫理性を育て、品格を備えた看護専門職者を養成するために「人間の理解」「コミュニケーションの方法」「科学的探究」「社会と文化」「運動とレクリエーション」の5つに区分して科目をバランスよく配置する。

III 「専門基礎科目」は看護学の基盤となる人体の形態・機能を理解し、健康障害を起こす要因や障害・疾病に陥った時の人体の状況、社会環境と人々の健康とのかかわりを学修する科目を「人体の構造と機能」「健康障害と回復」「健康支援と社会システム」の3つに区分し配置する。

IV 「専門科目」は看護専門職として必要な専門的知識・技術を修得するとともに、知識と技術を統合して看護学を発展的に考察する科目を「領域別科目」「統合科目」の2つに区分し配置する。

V 卒業要件を満たすことによって、看護師国家試験の受験資格が得られる教育内容とする。また選択制で保健師国家試験受験資格が得られる科目を配置する。

VI 学修成果の評価については、到達目標と成績評価基準をシラバスに明示し、筆記試験・レポート・実技試験・実習評価、授業態度や授業への貢献の度合い等で総合的に実施する。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学のカリキュラム・ポリシーに沿って「基礎教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」の3科目群で編成している。

基礎教養科目は「人間の理解」「コミュニケーションの方法」「科学的探究」「社会と文化」「運動とレクリエーション」の5つに区分している。人間の理解のため「哲学概論」「生命倫理」「多文化理解」「文化人類学」「基礎心理学」「医学概論」「キャリア発達論」を配置する。コミュニケーションの方法として「コミュニケーション入門」「英語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」「国語表現法」を配置する。科学的探究のため「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」「情報リテラシー入門」「情報リテラシー応用」「生命科学」「統計学」を配置する。社会と文化を学ぶため、「鎌倉の文化と歴史」「法律と人権」「日本国憲法」「社会福祉学」「社会学」「日本の近代・現代史」「芸術と文化」「医療と経済」「世界の医療」「健康と環境」「体験学習」を

配置する。運動とリクリエーションには「運動とリクリエーションA」「運動とリクリエーションB」を配置する。

専門基礎科目は「人体の構造と機能」「健康障害と回復」「健康支援と社会システム」の3つに区分している。人体の構造と機能を学ぶため「形態機能学Ⅰ、Ⅱ」「生化学」「病原微生物学と感染」を配置する。健康障害と回復については「疾病治療論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」「臨床栄養学」「薬理学」「病理学」「臨床心理学」「リハビリテーション概論」「チームケア論」の9科目を配置する。健康支援と社会システムを学ぶため「保健統計学」「疫学」「公衆衛生学」「公衆衛生看護学概論」「保健福祉行政論」の5科目を配置した。

専門科目は科目の内容に応じて「領域別科目」と「統合科目」に区分している。領域別科目には「基礎看護学」「成人看護学」「老年看護学」「精神看護学」「小児看護学」「母性看護学」を配置する。これら看護学の科目は、各領域の概論、援助のための理論・演習、実習科目で構成している。統合科目には「在宅看護学」「統合実習」「看護研究概論」「看護研究方法論」「島嶼看護」「災害看護」「看護管理」「国際保健」「救急看護」「看護教育学」「先端医療と看護」「医療安全」「クリティカルケア看護」「リハビリテーション看護」「感染症と看護」を配置する。

看護学を学ぶ学生の人格の涵養に必要な科目を低学年で学び、徐々に看護学の専門性を高め、高学年では看護学領域において、より視野を広げ探求を深め発展・統合できるようにし、選択制で保健師国家試験受験資格を得るための保健師課程を配置する。

3-2-④ 教養教育の実施

本学においては基礎教養科目が学部教育課程の科目群3本柱の1本を成しており、主に1～2年次に学ぶよう配置されている。「体験学習」や「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」等、科目によっては、分野を超えて教授陣が関わり調整しながら実施している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

- ・学生による授業評価アンケートを前期・後期に実施した。回収率は前期75%、後期65%と比較的良好で一部の学生に偏ることなく意見を収集できた。実施結果は、教務委員会で把握し、科目責任者にフィードバックした。
- ・教員による授業評価アンケートを学生同様、前期・後期に実施した。教員は授業評価アンケートに自身の振り返り、自己評価に加えて学生からの評価・意見を踏まえて学生への回答を記述し教務部に提出した。教務部では、教務委員会に報告した後、ポータルサイトを活用して学生に回答した。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のために取り入れた遠隔授業における教材作成や教室運用に関し、FD・SD研修会を1回行った。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・カリキュラム・ポリシーに基づく体系的編成を継続する
- ・一貫性や体系的編成をより明確にするようなカリキュラム・マップの作成を検討する
- ・授業評価(学生及び教員)の結果を踏まえた FD 研修会を開催する
- ・授業公開(ピア・クラス・レビュー)を実施する

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の
フィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

- ・学部設置申請に際し策定されたアドミッション・ポリシーに沿って入学試験を行った。
- ・入学生に対しディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに応じて編成されたカリキュラムの 1 年次の授業を実施した。
- ・シラバスに記載した達成レベルに基づき厳正な成績評価を行った。1 年間の G P A (Grade Point Average)を算出した。
- ・学生及び教員による授業評価を行った。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の
フィードバック

- ・点検した結果について、各科目責任者は次年度早期に大学ポータルサイトを通じて学生にフィードバックする予定である。また同時に次年度の授業計画において改善に向けて尽力する。
- ・教育内容・方法について教員共通に改善が必要な点については、FD・SD 研修会等を通して、改善に向けて尽力する。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・看護学部看護学科のアセスメント・ポリシーを明確にする
- ・教員ポートフォリオ導入の検討を行う

(基準3の自己評価)

- ・3つのポリシーの策定とこれに沿った教育課程の編成、学修成果の評価、教育内容・方法の点検は基準に基づいて行っている。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言下での遠隔授業は学生・教員ともに教授・学修上の不安を招いたことも否めない。きめ細やかな学修指導の実施に努めるとともに、カリキュラム・マップ、アセスメント・ポリシーの策定、FD・SD 研修やピア・クラス・レビューを通じた教育力向上が必要である。

- ・単位認定については、必要な規程に基づき基準を策定し、入学時ガイダンス、履修ガイダンス、ホームページ、大学案内、学生便覧を通じ、周知を行った。また、学期末には基準に照らして成績評価を行い、単位修得の判定を行った。学年末には進級基準に照らして進級判定を行った。
- ・教育課程等については、開学初年度は新型コロナウイルス感染症対策のための緊急事態宣言が発表され、前期開講が遅れ、基礎看護学実習は6か月延期、体験学習は中止になったが、それ以外の科目の教育に大きな影響はなく、ほぼ予定通りの教育課程が行われた。Web による遠隔授業による教授方法を急遽導入した。
- ・学部設置申請時に定めた成績評価の基準、今年度定めた授業評価の方法・項目に沿って学修成果を評価し、教育内容・方法の点検を行った。

基準4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、学校教育法第92条第3項に則り、湘南鎌倉医療大学学則第8条第3項で「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定している。つまり、大学に関する意思決定及び業務執行の最高責任者としての職責を有している。

学長は、本学の教学に関する重要な事項、学則その他大学の重要な規程の制定及び改廃に関する事項、自己点検・評価に関する重要な事項に関して審議する大学運営会議の議長を務めている。

また、本学の教授会は、専任の教授及び准教授をもって組織されていて、学長が招集し、議長となると「湘南鎌倉医療大学教授会規程」に定めている。教授会の役割は、同規程第4条第2項で「学長が掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。」と規定するとともに、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を学長裁定として定めており、大学の意思決定組織及び権限と責任が明確になっている。

さらに、本学では、学長補佐体制強化策の1つとして、副学長及び学部長を各1人配置し、学長の委任する業務を分担し担当することで、学長の校務及び意思決定の補佐体制を整えている。

- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学校法人の業務執行体制及び大学の教育研究業務執行体制については、学校法人徳洲会事務組織規程に規定され、各事務部門の事務分掌を明確にし、学校法人業務と大学業務を区分して、小規模大学の特性を生かした体制を整えている。

本学の教育研究支援体制は、大学事務部門で支援しており、このうち教育については、教務委員会、学生生活委員会、臨地実習委員会等が中心となって、教務、カリキュラム、

学外臨床・臨地実習、学生厚生補導を担当し、適切に審議事項を処理し、教授会及び大学運営会議と連携して運営する体制としている。また、研究についても、研究倫理委員会と大学運営会議が連携し、研究支援に係る運営を担当している。このように、本学は委員会ごとに業務内容を分散し、大学運営会議と連携して諸課題を解決できる体制を確保している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学では、教育研究活動等の組織的な運営を図るため、教員と事務職員が役割分担し、協働してその職務が行われるように努めている。また、学内の各委員会においては、教員に加えて大学事務局の部長等を委員として配置し、異なる視点から十分に協働を行い、学内の問題点等について審議・検討を行うことができる体制となっている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の際に学長のリーダーシップが発揮されるように、大学に設置した大学運営会議、教授会、各委員会、事務局等の組織は、機能的かつ適切な業務執行に努め、学長を補佐している。今後も組織体制の充実を図り、迅速・円滑な意思決定に資する整備を行っていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

- ・ 本学の教育目的は、幅広い教養と哲学的思考を基盤とする豊かな人間性や高い倫理性をもち、医療技術の進歩・発展、ヒューマンケアへの意識の変化、地域社会のケアニーズの多様化等に対応できる高度な知識・技術を身につけた医療専門職を育成することである。この教育目的を果たすためのカリキュラム・ポリシーを策定し、教育課程を編成している。
- ・ 基礎教養科目、専門基礎科目、専門科目それぞれ、学修内容を教授するのにふさわしい研究業績、学位、専門領域、教育経験、実務経験等を考慮して教員は採用され配置されている。

- ・教員の採用・昇任等については、就業規則、教員の採用・選考等に関する規程、教員の任期に関する規程に則って行われる。開学後に新規採用教員の資格基準及び昇任基準を策定した。学部完成年度までは本学教員の採用・昇任の審査は人事委員会及び AC 審査にかけることとなっている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

- ・本学設置の趣旨に教職員全員が大学の理念・教育目的・養成する人材像などを共通認識し理解していることが必須であり、学部教育周辺の諸問題や本学固有の課題について FD・SD 活動を通じて共有することが肝要だと記述されている。
- ・本学の教育目的を達成するため、教育・研究内容及び教育方法についての改善、教育・研究活動等の支援策等について、個人の能力開発及び組織間の連携を推進し、組織的な能力開発に取り組むことを目的として学則の下、FD・SD 委員会細則が定められている。
- ・令和 2 年度は、1.本学の教育目的を理解し、開学初年度におかれている教職員のニーズに合った能力開発を支援する、2.FD・SD に関する情報や時世及び学内情勢の把握に基づいた研修プログラムを立案し実施・評価することを目標に FD・SD 活動を行った。教職員に対して研修会を 6 回（FD3、FD/SD2、SD1）開催した。
- ・研修会の 1 回は遠隔授業について取り上げ、本年度の取組みと課題について共有した。
- ・若手教員に対しては、若手看護学科教員のための FD ガイドラインー臨地実習ー(Ver.3)20191023 に則り、メンター教員の選定、若手教員のための研修会、助手・助教会議の開催、臨床指導者講習会を受講してもらった。

(3) 4—2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・人員を欠いた専門領域の教員配置の見直し等を検討する。
- ・教員・職員のニーズアセスメントを工夫し、大学組織として適切かつ効果的な運営に関するテーマを選定し、各教員の能力開発に貢献できる FD・SD 活動を展開する。その方法として、授業評価(学生及び教員)の結果を踏まえた FD 研修会の開催、授業公開(ピア・クラス・レビュー)を検討・実施する。

4—3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4—3 の自己判定

基準項目 4—3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

- ・本学設置の趣旨に教職員全員が大学の理念・教育目的・要請する人材像などを共通認識し理解していることが必須であり、学部教育周辺の諸問題や本学固有の課題について FD・SD 活動を通じて共有することが肝要だと記述されている（4-2②再掲）。
- ・本学の教育目的を達成するため、教育・研究内容及び教育方法についての改善、教育・研究活動等の支援策等について、個人の能力開発及び組織間の連携を推進し、組織的な能力開発に取り組むことを目的として学則の下、FD・SD 委員会細則が定められている（4-2②再掲）。
- ・令和 2 (2020)年度は、6 回開催した FD・SD 研修会のうち、職員が参加すれば SD とみなされる内容の研修会は 3 回行った。いずれも教学マネジメントに係る研究、ハラスメントの知識獲得・意識醸成に関するものであった。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・職員のニーズアセスメントを工夫し、大学組織として適切かつ効果的な運営に関するテーマを選定し、各職員の能力開発に貢献できる SD 活動を展開する。そのために、研修会評価アンケートを行う際に、回答者が教員か職員か判別して分析できるようにする。
- ・内容に応じて FD、SD 分科会に分離して開催する。とくに SD は職員の大学運営に必要な知識、大学教育に関する法や制度、規制の知識、私学運営の経理の知識などの研修に参加させる。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学における研究環境は教員の自由な発想に基づく先進的な研究が行われるよう研究の独立性を確保し、研究資金獲得の情報を常に提供している。個人研究費も各教員に予算として措置するとともに、学内教員同士の共同研究制度を設け、若手教員と指導的教員が手を組んで研究力の向上を図っている。これにも予算を着けている。

適切な研究維持のために研究倫理委員会と不正防止委員会を常置して倫理面と研究資金の適切な執行を管理・監視する体制を整えている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

湘南鎌倉医療大学が令和 2 (2020) 年 4 月 1 日に開学した時点では、研究倫理委員会の規程に一部不備があったことから、文部科学省・厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」や「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」などに沿って第 1 回から第 5 回までは研究倫理規程を補完するため、研究倫理委員会運営及び審査に関する要綱の整備に費やした。特に利益相反規程、委員の守秘義務、委員会の構成メンバー（人文・社会科学の有識者や一般人の参加）の 3 点は規定されていなかったで、それらを盛り込んだ。さらに、研究者が審査申請書を作成する際の参考となるよう「研究計画書」作成の手引き等も整備した。これらを踏まえ研究倫理関係書類に対するパブリックコメントを募集し、さらに教員を集めての説明会も行った。外部委員へ一般財団法人公正研究推進協会 APRIN のドリルを渡して審議に備えていただくようお願いした。

外部委員 2 人が決定した第 6 回委員会（8 月 25 日）から申請された研究の審査を開始した。その後、令和 3 (2021) 年 3 月までの 7 か月間で 13 件を審査した。

倫理教育面では、学内の研究者に APRIN の研究者用コースを、事務職員には職員用コースの講習を受けてもらい、また本学の FD・SD 研修の一環として「責任ある研究」と題した Web 研修会を 10 月 28 日に開催した。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学専任教員（教授・准教授・講師・助教）の日常的な研究を助成するため、各教員から研究課題が記載されている個人研究費交付申請書を提出させ、一人当たり 30 万円を配布した。

また、教員の研究活動を促進し、本学教育の充実と、一層の発展に資することを目的として共同研究費を準備し、これに関する取扱要領を整備した。

対象者は本学専任の助手以上で、2 人以上で共同して研究を行うこと、また、研究の区分として、①外部資金の獲得に資する研究、②本学の教育・研究の活性化に関する研究、③地域貢献に関する研究とし、1 件当たり 30 万円を限度として 6 月に学内公募を行ったところ、7 件の応募があり、副理事長、学長、副学長で審査を行い 7 月に交付決定した。なお、当該共同研究費については翌年度 4 月中に「研究成果報告書」を提出させることとしている。

外部資金の獲得については、9 月に「科学研究費助成事業の概要と審査について」と題して外部講師による講演会を開催するとともに、学部長から研究計画調書の書き方についてレクチャーを行い、科学研究費助成事業 6 件の申請に繋がった。

なお、研究費の執行については、「令和 2 年度公的研究費要領」に基づき執行を行うとともに、不正防止のため「公的研究費等ハンドブック」を配布し、APRIN の受講及び誓約書

を提出させている。

(3) 4—4 の改善・向上方策（将来計画）

次年度の課題とすべきは、研究倫理審査体制とプロセスの整備、迅速審査のあり方、研究者の研究倫理に関する理解をより深めることなどである。研究倫理審査に当たる外部委員への配慮（専門用語の解説や求められる倫理観のレベルの紹介など）が引き続き必要である。研究者に対しては継続的な倫理教育と審査プロセスの順守を求めていく。また本学の倫理審査の執行状況を外部に公表して厳正な運用を保っていく。

（基準 4 の自己評価）

- ・教学マネジメントについては、学長がリーダーシップをとれる体制を確立しており、副学長、学部長と各委員会、事務職員がこれを支援する体制もできているが、開学初年度でもあり、十分に機能していなかった部分も見受けられた。
- ・設置申請時に採用予定であった教員を確保・配置して開講されたが、病気による死亡・退職等により年度途中で人員を欠くこととなったが、専任教員を割り当て、授業への支障はなかった。令和 3 (2021) 年度以降に新たな教員を採用する計画である。
- ・本学の教育目的の理解に努めながら FD・SD 活動を始動することができたと考える。しかし、教職員一同が参加できる形で実施した研修会が多かったが、教職員のニーズに合った能力開発という点では、十分なニーズアセスメントには至らなかった。
- ・研修内容が FD なのか SD なのかの種別を明確化して企画・実施するという視点を初めは意識化できていなかった。

基準5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人徳洲会寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第3条で「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、生命だけは平等だという理念のもと、いつでもどこでも誰でもが最善の医療・ケアを受けられる社会の構築を目指し日々研鑽する医療人を育成することを目的とする。」と明確に定め、教育基本法、学校教育法を遵守することを明確に定めている。寄附行為第50条で、「この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。」とし、「学校 法人徳洲会寄附行為施行規則」第2条で理事会の業務決定の権限を定め、高等教育機関としての社会に応えるべき適切な運営をしている。

また、服務規程として、「就業規則」、「個人情報保護に関する規程」、「ハラスメント防止規程」、「公益通報等に関する規程」を整備し、社会的機関としての組織倫理を規定している。

以上のように、諸規程に基づき組織の運営を行い、規律と誠実性の維持に努めている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人では、建学の精神に基づいた教育を実施し使命を達成するために、継続性を保持した事業計画を策定し、それに基づいた運営を行っている。事業計画の決定は、予算の決定と合わせ、あらかじめ評議員会の意見を求めた上で、理事会において行っている。会計年度終了後、法令に定められた期間までに、事業報告及び決算について、理事会で承認・決定し、評議員会に報告することとしている。また、本法人では理事会・評議員会を適宜開催し、法人及び大学の課題に速やかに対応するとともに、大学の使命・目的実現のための意思決定を行っている。

大学の運営及び教学に関する重要事項については、「大学運営会議」において、審議決定している。当該会議は、本学学長、副学長、学部長、事務局長、並びに法人の常任理事により構成される。これにより、大学・法人間での意思の共有が図られている。

本学は、開学1年目であり、設置完成年度を目指し、大学設置認可申請にある設置計画を着実に履行することが求められている。

教授会並びに教務委員会、学生生活委員会、臨地実習委員会等の委員会において、実態の分析や課題の検証と対応策の立案を継続的に行い、設置計画の履行上に発生した変更点については、適切に対応し、所轄庁への報告を行っており、今後も遵守していく。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学の建物は環境保全のため、全館LED照明を導入し、電力使用の省力化を図っている。また、省エネルギー対策として、室内温度設定の徹底や夏季においてはクールビズなどを実施している。

人権については、法人において「ハラスメント防止規程」を定め、パンフレットを作成し、学内のハラスメント防止に努めている。学生に対しては、「学生便覧」にハラスメント防止についての内容を記載するとともに、相談窓口についても連絡先を記載し、気軽に相談できる環境を整えている。また、「個人情報の保護に関する規程」に基づき、学生の個人情報の適正な取り扱い及び管理を行っている。

安全への配慮については、「学生便覧」に、防災上の基本事項を記載し、周知を図っている。また、日常の不審者等の対策として、有人・無人での警備体制を整え、学生・教職員の安全に努めている。健康・衛生面においては、年1回の定期健康診断の実施とともに、学生の感染症予防対策として予防接種、コロナ対応のPCR検査や発熱時の即受診実施等を促している。万が一、感染症に罹患した学生が発生した場合の対応方法を「学生便覧」に明記することで、感染拡大防止に備えている。

(3) 5—1の改善・向上方策（将来計画）

本学は整備した各種規程に基づいて管理運営体制、教学運営体制を確立し、会議、委員会を適切に運営し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

今後も、法令の改正や社会情勢の変化に対応した規定の整備・改正を行っていくとともに、学生をはじめとする本学構成員の人権、安全への配慮に努め、本学ホームページ等を通じた情報発信を積極的に行っていく。

5—2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5—2の自己判定

基準項目5—2を満たしている。

(2) 5—2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為第 18 条第 2 項において「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」ことを規定しており、本法人の意思決定機関として位置づけられている。

理事会は、適宜開催され、法人並びに本学の運営に関する重要事項について審議をしている。

また、外部理事、監事には重要事項の資料を事前に送付している。理事会開催時は、議長又は委任された職員から資料に基づき説明を行い、理事から質疑等を受けた後に審議を経て採決している。理事会において十分な協議を行い、使命・目的達成に向け、意思決定ができる体制ができている。

なお、学校法人運営の機能性については、寄附行為第 12 条及び第 15 条において、代表権は理事長のみとし、権限の一元化を明確にしている。

理事の選任においては、寄附行為第 5 条にて理事は 5 人以上 9 人以内を置くこととしている。令和 2 年度の理事数は、当初は 7 人であったが、途中で 1 人の死亡辞任があり、6 人となった。

理事の構成は寄附行為第 6 条において定めており、6 人の理事は①寄附行為第 4 条に掲げる学校の学長、②評議員のうちから評議員会において選任された者 3 人、③学識経験者のうちから理事会において選任された者 2 人で構成されている。①及び②に規定する理事は学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。また、寄附行為第 9 条では、役員の任期は 2 年と定め、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とするなど、適切に理事の選任を行っている。

令和 2 年度の理事会は、6 月、7 月、2 月、3 月の計 4 回開催された。理事会での承認が必要な事業計画や事業報告等の審議案件の他、寄附行為変更、中期計画等に関する事項についても審議され、学校法人の重要な審議案件は理事会に諮り、適切に運営されている。

(3) 5—2 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人の業務を決する理事会と教学面を担当する大学運営会議が設置されており、教育研究を推進するにあたり財政的な裏付け、また学則や関係規程に基づいたものであるかの審議ができるような体制を整備している。

今後も、急激に変化する社会情勢に見合った経営戦略、大学運営について、監事・評議員会とも意見交換しながら理事会にて検討することとする。

5—3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5—3 の自己判定

基準項目 5—3 を満たしている。

(2) 5—3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本法人の理事会を構成する役員及び大学運営会議の出席者として、学長及び法人事務局長が含まれている。

この両者が、まず大学運営会議において、教学側の意向等が分析整理された審議状況を理解したうえで、その後開催される学校法人の業務を決する理事会において、理事として理事会に出席し審議をすることから、円滑な意思決定が可能な体制がとられている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

寄附行為第 23 条において、「予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、役員に対する報酬等の支給の基準、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項、その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」については、理事会があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないことを定めている、なお、理事会には、大学運営会議の議長である学長と法人事務局長を含んでおり、理事会と大学運営会議間の相互チェックがはたらく構成になっている。

なお、開催されたすべての理事会及び評議員会には、必ず監事が出席しており、適正に運営がなされているかを確認している。

(3) 5—3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、教学部門と管理部門とが有機的に機能することを目的に「大学運営会議」を設置し、学校法人与大学との間の調整を行いながら、内部統制を行うべく、今後も引き続きこの体制を維持する。

また、監事との連携をさらに進め、適切な運営が継続され、大学が社会的役割を果たせるよう、法人与大学の円滑で適切な意思決定と相互チェックを行っていく。

5—4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5—4 の自己判定

基準項目 5—4 を満たしている。

(2) 5—4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は令和元年度に設置認可を受けた法人であり、設置計画に基づき運営を行っている。現在、令和 4（2022）年度開設大学院設置申請に際し、令和 6（2024）年度までの中期財務計画を評議員会に諮問し、理事会で決議を得ている。

予算執行に際し、消耗品発注依頼書若しくは稟議書を用いて専決事項に基づき決裁を取っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人は単一学部の大学を運営しており、令和 5（2023）年度に完成年度を迎える。学年進行時においては在校生数に対して先行して教職員を採用するため収支バランスについては支出超過となっている。

令和 6（2024）年度以降、経常費補助金も交付されるが、教育の内部質保証のために必要な資金を確保するため、特に積極的に寄附金の募集活動を行っている。令和 2（2020）年度においては、個人が行う本法人への寄附が税額控除の対象とされるための申請要件を大幅に超える件数及び寄附金の額を受領している。また、本法人の建学の理念と同一の理念を掲げる一般社団法人徳洲会より受配者指定寄付金制度を通じた寄附金を受領している。

(3) 5—4 の改善・向上方策（将来計画）

現在の中期資金計画においては、現在、設置申請中の大学院の完成年度を迎える令和 6（2024）年度に収支均衡する計画となっているが、収入計画の内訳として外部資金の割合が高いため、令和 7（2025）年度以降も学生生徒納付金収入以外の収入を確保する必要がある。経常費補助金については、大学運営に係る適切性及び積極性に努め、一般補助金の増額及び特別補助等の申請に努め、積極的な情報公開などを通し寄附金の募集活動を継続していく。また、支出に関しても経済合理性を追求した無駄のない適切な運営を行っていく。

5—5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5—5 の自己判定

基準項目 5—5 を満たしている。

(2) 5—5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準、学校法人徳洲会経理規程及び学校法人経理規程施行細則に則り、適正に処理している。法人本部が湘南鎌倉医療大学内にあり、現金出納から預金の入出金管理については法人事務局財務部が大学の財務部を兼務しているため、会計処理の均一性は保たれている。会計処理を行うにあたり会計担当者が証憑書類に基づき会計伝票を起票し、財務部長が確認を行っている。

会計処理の判断が難しい事例が発生した場合は、公認会計士と打ち合わせの上、対応しており、税務に関する事例については顧問税理士に確認の上、適正に処理をしている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

現在、本法人は学年進行中であり私立学校振興助成法第 14 条に基づく法定監査の対象ではないが、独立監査人による任意監査を受けている。会計監査の体制として 2 人の公認会計士で往査等の会計監査を実施し、別の公認会計士 1 人が独立審査を担当している。

監事は、公認会計士と連携し監事監査を行っている。公認会計士による監査計画及び監査結果の途中報告をうけ、会計帳簿の確認や理事会評議員会の議事録の確認などを行っている。

(3) 5—5 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3 年度の監査に向けて、内部監査室、監事及び独立監査人の連携強化を図り、合理的でかつ実効性のある監査体制の構築を目指す。

（基準 5 の自己評価）

- ・経営及び管理については、本法人の使命・目的及び教育目標を実現するため、関係法規、本学諸規程を遵守し、最高意思決定機関である理事会のもとに日常の業務執行にあたっている。
- ・大学運営については、最終決定権者の学長のリーダーシップのもとに法人及び教学の責任者で構成し、教育施策について審議する「大学運営会議」において法人と教学部門の円滑な連携が行われている。

基準 6 内部質保証

6—1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6—1 の自己判定

基準項目 6—1 を満たしている。

(2) 6—1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は「湘南鎌倉医療大学学則第 11 条」に基づき、教学に関する重要な事項を審議する「大学運営会議（以下「運営会議」という。）」を設置している。構成員は、学長（議長）、副学長、学部長、理事長が指名する理事、事務局長であり、大学事務の各部長が陪席している。審議事項の一つに自己点検・評価に関する重要な事項が掲げられており、内部質保証の推進に責任を負う組織として位置付けている。

また、運営会議のもとに自己点検・評価を推進するための組織として自己点検・評価委員会が置かれ、教育研究活動の適切性、有効性を検証するため、自己点検・評価の基本方針に基づき、自己点検評価活動を総括する体制がとられている。

(3) 6—1 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究活動等の状況を自己点検・評価を行い、質を保証し、改善・向上に取り組む内部質保証のための組織及び責任体制については適切に整備されている。今後は整備した組織及び責任体制が適切に機能しているか定期的に確認するものとする。

6—2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6—2 の自己判定

基準項目 6—2 を概ね満たしている。

(2) 6—2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検評価及びその結果を公表することを学則第 2 条に規定しており、「自己点検・評価委員会」において、毎年度、教育・研究、組織及び運営、施設・設備の状況等について自己点検・評価を実施することとしている。評価項目は（公財）日本高等教育評価機構の

基準項目、及び本学が必要と判断した項目とし、自己点検・評価報告書を作成することとしている。

自己点検・評価の結果は、大学運営会議にて確認のうえ、理事会に報告され、大学ホームページに公開となる。また、評価結果から提案された「改善事項」は、理事会の承認を経て、関係委員会及び各事務部署に学長から通知され、改善措置を講ずるとともに公表する。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

教務、研究支援、入試を中心とする大学の各種情報については、各委員会及び各事務部署、各教員にて継続的に蓄積し、保存している基礎データを基に、教育改善のために集計・分析している。集計・分析結果は、各委員会や各事務部署にて共有し、教育、研究、入試、広報の改善に役立てている。

(3) 6—2 の改善・向上方策（将来計画）

IR 機能強化のために、教職員のデータ収集・分析力の向上や、調査や収集等を一括管理する体制の在り方の検討を進めていきたい。

6—3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6—3 の自己判定

基準項目 6—3 を満たしている。

(2) 6—3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学が実施した教育研究活動等について、関連部署ごとに点検・評価を行い、自己点検・評価委員会において、その結果及び改善計画案を取りまとめ、大学運営会議に報告する。

大学運営会議は、報告書の承認及び改善計画案を決定し、理事会において承認していただき、関連部署はその改善計画に基づき、必要な措置を実施していくこととする。

次年度以降、課題を改善した教育研究活動について、関連部署ごとに点検・評価を行い、自己点検・評価委員会及び大学運営会議にフィードバックすることにより PDCA サイクル機能を促進する。

(3) 6―3 の改善・向上方策（将来計画）

今回開学後、大学として初めて「自己点検・評価」を行った。自己点検・評価報告書に記載された課題、改善・向上にかかる事項については、学長のリーダーシップのもと、教職員が一体となり改善策を提案し実行する。

（基準 6 の自己評価）

内部質保証のための組織として大学運営会議及び自己点検・評価委員会を置き、今年度は、開学後、初となる自己点検・評価を実施した。今年度の自己点検・評価報告書は学内で共有するとともにホームページに掲載する予定である。

今後の検証が必要だが、関連部署ごとに PDCA サイクルが機能するものと考えている。

IV. 大学独自基準による自己評価

基準 A 社会連携・貢献

A-1 地域連携

A-1-① 法人組織全体での地域連携推進体制の整備

A-1-② 地域社会との連携活動の情報共有化

A-1-③ 地域連携の持続的発展に貢献するための協力関係の促進

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を概ね満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 法人組織全体での地域連携推進体制の整備

事務局内では地域連携に関する業務内容ごとに担当する部を振り分けて実施する体制となっている。近隣地域との渉外に関しては総務部、授業に関連した業務は教務部、学生のボランティア活動に関しては管理部が担う体制となっている。

学生が地域貢献活動に積極的に取り組むことができるように「ボランティアガイドライン」を令和3(2021)年1月に制定し、周知を図っているところである。

A-1-② 地域社会との連携活動の情報共有化

3月に開催された神奈川県・NPO法人鎌倉市民活動センター運営会議に管理部長が出席し、本学の紹介と現状及びボランティア情報受付に関するガイドラインの説明を行い、参加した団体との意見交換を行った。

A-1-③ 地域連携の持続的発展に貢献するための協力関係の促進

鎌倉の寺社や鎌倉市観光協会、風致保存会と連携し、「鎌倉の文化と歴史」「体験学習」等の鎌倉の地ならではの特色あるユニークな授業の展開を予定していたが、今年度は、新型コロナウイルス感染対策のため、「体験学習」は取りやめ、次年度以降の実施となった。

臨床指導者講習会の実施により、実習受け入れ側の指導者に対し、本学の教育理念・方針への理解と支援を得ることができた。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は地域における活動を含め、有意義かつ安全なボランティア活動を紹介する等の課題の検討を進めたい。

また、本学の図書館を周辺地域住民に開放し、本学が目指し行う教育に対し、地元の

理解と協力を得ることとする。

(基準 A の自己評価)

・地域貢献に関して、図書館への近隣住民の受け入れには、新型コロナ感染予防の観点から消極的にならざるを得なかった。図書館では、「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」や文部科学省の「学校における消毒の方法等について」などに沿って図書館へ入る利用者への注意事項、館内清掃、図書の衛生管理等に関して最善の対策を講じた。